

令和3年度 第2回

焼津市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日時 令和3年12月22日(水)

午後1時30分～午後2時25分

場所 会議室1A

令和3年度 第2回 焼津市国民健康保険運営協議会 会議録

1 次第

(1) 開会

(2) 議事

報告事項 特定健診・特定保健指導の実施状況について

報告事項 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の軽減措置の導入について

諮問 「焼津市国民健康保険税の算定方式の変更（資産割廃止）について」の補足説明

(3) 閉会

2 出席委員

被保険者代表

曾根早苗、増田永二、大石隆博、齊藤恵美

保険医又は保険薬剤師代表

大石美満

公益代表

村松悌三朗、山本剛生、石神とみ子

被用者保険等代表

大木富夫、玉川茂

3 事務局出席者

石原健康福祉部長、橋ヶ谷次長

嶋国保年金課長、加藤給付担当係長、望月保険担当係長

池谷健康づくり課長、八木成人保健担当係長

小池納税促進課長、石原収納対策室係長

嶋課長

定刻となりましたので、ただ今から、焼津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は、本日司会を務めさせていただきます国保年金課長の嶋と申します。よろしく申し上げます。

開会にあたり、市長よりご挨拶させていただきます。

(市長 挨拶)

嶋課長

続きまして、後ほど説明いたします焼津市国民健康保険税の算定方式の変更(資産割廃止)について、市長より会長へ諮問書をお渡ししますので、村松会長、テーブルの前に移動願います。

【諮問書交付】

嶋課長

ありがとうございます。村松会長、自席にお戻りください。

諮問事項の内容につきましては、この後、議題の(3)で事務局より説明させていただきます、具体的なご審議につきましては次回の運営協議会にてご意見をいただきます。よろしく申し上げます。

(市長、退席)

第1回運営協議会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむなく書面開催とさせていただきました。今回の第2回で今年度初めて皆様とお顔を合わせる事となりますので、あらためて事務局の職員について、紹介させていただきます。

(職員紹介)

議事に入る前に、今年度委員の交代がございましたので、新委員の紹介をさせていただきます。保険薬剤師代表の川合玲子委員にかわりまして、大石美満委員です。

大石委員より、自己紹介いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(大石(美)委員挨拶)

嶋課長

ありがとうございました。任期中の委員交代となりますので、前任の委員の任期を引継ぎ、令和4年3月31日までの任期となります。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、令和3年度第2回焼津市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

ここで、本日の出席者数を事務局より報告いたします。

- 事務局 本日の出席者数は、被保険者代表 4 人、保険医及び保険薬剤師代表 1 人、公益代表 3 人、被用者保険等代表 2 人 以上合計 10 人です。これは焼津市国民健康保険条例第 2 条の規定による委員定数の過半数に達しており、かつ、それぞれの代表区分ごとに 1 名以上の委員が出席しておりますので、本会は焼津市国民健康保険運営協議会規則第 6 条により成立しております。
 なお、委員の皆様には、本会議の会議録につきまして市のホームページに掲載させていただきますことをご了承願います。
- 嶋課長 それでは、焼津市国民健康保険運営協議会規則第 3 条の規定により、ここからの進行を会長にお願いします。
- 議長 みなさんこんにちは。会長の村松です。お手元の次第によりまして進めさせていただきますのでよろしくおねがいたします
 それでは、これより会議の進行をさせていただきます。
 まず、本日の会議録署名人を指名します。
 会議録署名人ですが、焼津市国民健康保険運営協議会規則第 8 条の規定によりまして、議長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。
 会議録署名人でございますが、曾根早苗委員、山本剛生委員にお願いします。
- それでは、これより議事に移ります。
 (1) 特定健診・特定保健指導の実施状況について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (特定健診・特定保健指導の実施状況について、資料に沿って受診率や健診結果から見る焼津市の特徴などを説明)
- 議長 ありがとうございます。ただいまの説明で、何かご質問等ございましたらお願いいたします。
- 大石(隆)委員 保健指導実施状況で、焼津市の令和元年度が低い理由は何かわかっていいますでしょうか。もうひとつ、これは表の見方なのですが「特定健診の状況②」の表の、例えば空腹時血糖のところは、高い数値が出た人の割合が 33.2%ということでしょうか。
- 事務局 ご質問ありがとうございます。特定保健指導について、令和元年度に実施率がどうしても下がったかということですが、保健指導として主に訪問指導をしていたのですが、ちょうど 1 月以降に新型コロナウイルス感染症が流行り始めまして、その頃はまだどのような感染症なのかわからない状況で

したので、一度中止したということがございます。1月から3月の間は全く訪問指導が実施できなかつたため実施率が急激に下がってしまいました。本来1月から3月に実施しなければならなかつた方については、翌年度、感染の状況が落ち着いたところで状況を見ながら、お電話などでお相手の状況を確認し訪問させていただきました。

続きまして、特定健診の状況②の空腹時血糖の33.2%という意味ですけれども、全体の健診を受けた人のうち、空腹時血糖が100以上の（男性の方）が33.2%いました、という状況を示しています。

議長

他にございますでしょうか。

特定健診の実施率を上げていくことはなかなか大変だとは思いますが、勸奨などしていただいて市民の健康につなげていただきたいと思います。

それでは、続いて（2）子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の軽減措置の導入について、事務局より説明願います。

事務局

（子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の軽減措置の導入について、資料に沿って制度の主旨や改正内容などを説明）

議長

ありがとうございました。ただいまの説明で、何かご質問等ございますでしょうか。

特にないようでしたら次に移ります。

それでは（3）諮問「焼津市国民健康保険料の算定方式の変更（資産割廃止）」について、事務局より説明願います。

事務局

まず、先ほど市長より会長へお渡ししました諮問書の写しをお配りします。

（諮問書の写しを配布）

事務局

国保税の資産割廃止につきましては、これまでの運営協議会の中でも何度か説明してまいりましたが、今回資産割廃止について皆様に諮問する運びとなりました。諮問理由といたしましては、ただいまお配りしました諮問書の「2 諮問理由」をご覧ください。読み上げますと、

「平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴い、静岡県が策定した「静岡県国民健康保険運営方針」では、令和9年度を目標に「到達可能な段階の保険料水準の統一を目指す」としており、保険料算定方式（賦課方式）の統一では、基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の賦課について、資産割を使用しないこととしています。県内市町でも資産割の縮小、廃止の動きが進んでいる状況にあることから、焼津市においても、

基礎課税分、介護納付金分に使用している資産割を廃止する必要があります。以上のことから、資産割の廃止についてご審議をお願いするものです。」

資産割廃止につきまして皆様からのご意見をいただくにあたり、本日の会議では、検討材料となるよう、資料の提供と補足説明を行います。次回、第3回の運営協議会を2月頃開催する予定でありますので、その際に皆様からご意見をお伺いし、運営協議会の意見を集約していただいた後、答申をいただきたいと思っております。今回の答申にあたりましては、例えば保険料の率を何%にすべき、といった具体的な内容を求めるものではありません。資産割を廃止すべきかどうかといった「考え方」や検討すべき事項について運営協議会の皆様からご答申いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日配布しました資料により説明いたします。

(資産割廃止について、現状や資産割を所得割に転嫁した場合の影響など、配布した資料に沿って説明)

議長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明のありました点につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

玉川委員

昨年12月の会議の中で、資料が配られまして、この転嫁方法について基金を使用したものでシミュレーションのパターンを見せていただきましたが、今回諮問のありました検討事項については、基金の使用について全く関与しなくていいのでしょうか。

それともう一点、激変緩和策として段階的に下げるのは令和8年度までに完了ということですが、これは令和8年度までにすべて整えれば間に合うということでしょうか。

事務局

ご質問ありがとうございます。一点目、基金の活用についての考えということですが、基金の活用につきましては、昨年度の運営協議会の中で基金を活用した緩和策を含めた検討について触れたところであります。一方で、今後の納付金の激変緩和措置の動向が不透明なことや、一人当たりの医療費の増加、団塊の世代が後期高齢者に移行すること、それから人口減少による保険料収入の減少など、不安要素があることも事実でありまして、そのようなことに備えることも必要と考えておりますので、慎重に検討を重ねているところでございます。皆様の中で基金の活用を、というご意見があるようでしたら、事務局としても考えていきたいと思っております。

それからもう一点、資産割廃止の時期のことですけれども、県の運営方針の中では標準保険料率の一本化というものを目標に、2027年度、つまり

令和9年度までに様々な取組みを行い、市町村の合意を経て到達可能な保険料水準を目指すとっております。その中に賦課方式の統一、資産割を使用しないことを目標とするということが明記されておりますので、令和9年度までに終わっていただければよいと考えております。

議長 他に何かございますでしょうか。

増田委員 県の運営方針で定める標準保険料率の割合に近いから資産割だけでやる（応能益の中で資産割を所得割に転嫁する）という考えのようではすけれども、（応能割と応益割の比率が）51.8：48.2 というと、50：50 と差が1.8あります。全体に近くなるように応益をさわるという考え方は全くないのでしょうか。というのも、応益をさわると全市民に影響があるものだから、改正の影響が強すぎるのでまず資産割をやるということだと思いますが。

それと、先ほど基金のお話がありましたけれども、確かにこれから状況があんまり芳しくないのかもしれませんが、多少なりとも基金を入れて変えていった方がインパクトも少なくなるのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局 ご質問ありがとうございます。まず一点目、応能と応益の割合というところではすけれども、制度改正の前までは50：50が標準ということがありました。それが制度改正によって、各県の、地域の実情を考慮してよいということになりまして、所得係数という全国平均の一人当たりの所得と県平均一人当たりの所得を比べ、静岡県の場合は全国平均より少し高い所得になっておりますので、応能の方が高い割合になっております。（焼津市は）県の運営方針の中で定める割合に近いということで、応能の中で考えていきたいと思っております。

それから、基金を多少なりとも（使った方がよい）、というご意見でしたが、先ほどの回答と同じになりますけれども、不安要素もあるということをご考慮しながら対応していきたいと思っておりますので、皆様からそういったご意見がありましたら出していただきたいと思います。

次回の第3回の時に、基金の状況についてもお出ししたいと思っておりますので、検討材料にさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

議長 他にございますでしょうか。

大木委員 追加資料の1－3の（保険税増額の）幅ですけれども、例えば（資産割を所得割に）全転嫁する場合、10万（値上げとなる）という方は、実収入としては100万円近い方ということでしょうか。

事務局 先ほど（資産割を所得割に全転嫁した場合に）10万9200円の値上げの方がいらっしゃるということをお説明しましたが、所得段階ごとに分析しま

したところ、およそ 800 万円以上 900 万円以下の世帯の方についてそれぐらいの値上げになる方がいらっしゃいます。1000 万円以上の世帯につきましては、上限額がありますので、値上げとなってもそこまでは値上げは起きないという状況であります。

なおこの所得とは、基準総所得額で、控除を引いた額となります。

議長

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

次回第3回の時にこの件につきましては皆様から意見をいただきますので、また資料を見ていただいて意見をまとめておいていただきたいと思います。

それでは以上で本日の全ての議事が終了しましたが、全体を通して何かご質問等ございますか。

大木委員

次回2月の予定ということですが、いつ頃になりそうでしょうか。

事務局

今のところ2月の上旬頃、2月10日ぐらいまでの間にできればと考えております。なるべく早めに皆様に連絡したいと思っております。

大木委員

健保組合で中旬か下旬に会議があるのでダブらないようにお願いしたい。

議長

これをもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

これにて、令和3年度第2回焼津市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

<閉会>